



【連絡先】

協会代表(総務部) 0957-49-8050
 研修センター 0957-49-8057
 ナースセンター 0957-49-8060
 在宅支援事業部 0957-49-8082
 訪問看護サポートセンター 0957-49-8055
 看護キャリア支援センター 0956-23-8207
 会員相談室 0957-49-8281

ホームページ <https://www.nagasaki-nurse.or.jp>

令和7年度
会員数 9,333名
 保(155) 助(193)
 看(8,772) 准看(213)
 R8年2月4日現在

協会だよりはホームページでも
ご覧いただけます

令和7年度 第5回 公益社団法人長崎県看護協会理事会報告

令和8年1月17日(土)、理事18名、監事3名が出席し、令和7年度第5回理事会を開催しました。以下の協議事項3件は、全理事一致で、承認されました。

・協議事項1. 長崎県看護協会名誉会員について

令和7年度長崎県看護協会名誉会員候補者として、協会活動に貢献されたことにより、推薦基準を満たしている3名の方を提案。

・協議事項2. 委員について

委員会運営要綱第3条に基づき、令和8年4月1日からの任期の認定看護管理者教育課程教育運営委員会、教育委員会の委員について提案。一部の委員については、現在選任中のため、執行部に一任の上、次回の第6回理事会にて報告の予定、と提案。

・協議事項3. 令和8年度重点目標・重点事業・内容(案)について

第4回の理事会にて承認された重点事業、事業内容ごとの実施内容について提案。

複数の理事から、重点目標に沿った重点事業の具体的な実施内容についての質問がなされ、職能や委員会及び他機関との連携により、取組んでいく旨を回答。

報告事項としては、以下のとおりです。

報告1. 事業報告及び支部事業報告、報告2. 令和8年度事業並びに行事予定について、報告3. 会員入会状況について

長崎県の包括的な地域医療を考える研究会 シンポジウムのご案内

日本看護協会 秋山 智弥会長が
ご登壇されます。
会場でのご参加をお願いします!

開催日時: 令和8年3月7日(土) 13:30~16:30

テーマ: 『共に考える多職種協働』

会場: 長崎県医師会館 3階 大会議室 ※会場参加とWeb参加(Zoom)のハイブリッド開催

特別講演: テーマ「医療と介護の臨床各期の連携~看護の立場から~」

講師: 秋山 智弥 先生 (公益社団法人 日本看護協会 会長)

座長: 日野出 悦子 (公益社団法人 長崎県看護協会 会長)

栗原 正紀 先生 (長崎県日本病院会支部 支部長)

シンポジウム: テーマ「食・移動・暮らしを多職種で支援する~長崎の地域医療を支える多職種協働の追求~」

参加費: 無料 申込締切: 令和8年3月1日(月)

※申込み・詳細は、ホームページをご確認ください。 (<https://nagasaki-nurse.or.jp/top/pdf/20260307a.pdf>)

協会からのお知らせ

1. 2026年度(令和8年度)入会手続きについて(P.2)
2. 令和8年度長崎県看護学会学術集会 演題・抄録募集について(P.3~P.12)
3. 公益社団法人長崎県看護協会 研修センター 看護職員募集(P.13)
4. 安全管理委員会からの耳より情報 VOL. 38 (P. 15)
5. 公益財団法人日本医療機能評価機構 医療安全情報 No.229(P.21)

【同封】

・日本看護協会主催 令和8年度診療報酬改定説明会(チラシ)

・訪問看護ステーションの皆様へ重要なお知らせ(令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等について)

2026年度（令和8年度）継続入会手続きについて

下記について、ご協力いただきますようお願いいたします。

「施設でとりまとめて銀行振込」を選択している施設

【施設用WEBでの登録作業について】

会費は振り込み済で、施設用WEBで「会費納入対象者」の登録作業がお済みでない場合は、至急登録をお願い致します。施設用WEBでの登録作業が難しい場合は「会費納入対象者一覧」をFAX（0957-49-8056）にて送信してください。

（様式は長崎県看護協会ホームページ ▶ 用紙ダウンロードページよりダウンロードできます）

ご注意 登録作業を行わないと、お振込みいただいた会費がどなたの分か照合できず、不明入金のご迷惑となります。ご了承ください。

会費納入方法「口座振替」を選択している方

口座振替日は、2月27日（木）となりますので、事前に口座へご準備ください。口座から引き落としができなかった方については、日本看護協会より3月中旬頃にコンビニ払込票が個人宅へ郵送されます。お手元に届きましたら必ず開封いただき、早めに納入をお願いいたします。

※2/27の口座への請求で引き落としができなかった場合、再度口座への請求は行われません。

コンビニ払込票が手元にある方は、コンビニ払込票で納入していただくことになります。

（振込手数料は自己負担となりますので、ご了承ください。）

登録内容に変更が生じた場合はご連絡ください

「勤務先が変わった」「自宅住所が変わった」「改姓した」「電話番号を変更した」「退職した」等登録内容に変更が生じた際には随時、長崎県看護協会（0957-49-8050）までご連絡ください。なお、変更は「キャリアナース」からも可能です。キャリアナースにて登録内容をご確認いただき、変更申請をお願いいたします。



キャリアナース
QRコード



4月から長崎県外へ転居予定の方

【転居先の都道府県で継続される方】4月以降、転居先の都道府県看護協会へその旨ご連絡いただきますと継続手続きがスムーズに行えます。

【転居先都道府県で継続されない方】3月31日（必着）までに長崎県看護協会宛に「退会届」の提出をお願いいたします。「退会届」は長崎県看護協会のホームページ内の「入会のご案内」のページに掲載しておりますのでダウンロードして長崎県看護協会宛にご郵送ください。（送付先：〒854-0072 諫早市永昌町 23-6）



2026年度（令和8年度）新規入会・再入会の手続きについて

新規入会・再入会をご希望の方は、長崎県看護協会 総務部へ書類をご請求ください。（TEL：0957-49-8050）Webからのご入会も可能です。〔キャリアナース▶緑の 新規入会・再入会ボタン〕
(<https://kai.in.nurse.or.jp/members/JNG000101>)

長崎県看護協会総務部
TEL 0957-49-8050 FAX 0957-49-8056
メール soumu@nagasaki-nurse.or.jp



令和 8 年度長崎県看護学会学術集会のご案内

本学会は、あらゆる場で活躍する看護職のみなさんが気軽に参加し、日頃の実践を発表できる場を提供しています。研究発表を通して、自らの働く環境をより良くし、地域の健康と福祉の向上に貢献していく、そのための学びと交流の場でありたいと考えています。演題の内容は特定の領域に限定していません。地域の人々の健康に寄与している看護実践、日々の気づき、取り組み、課題解決の工夫など、みなさんの現場で生まれた価値ある実践を幅広く募集します。「研究としてまとめるのは初めて」という方も歓迎しています。実践の一つひとつが、誰かの学びとなり看護の未来をつくる力になります。

近年、学会委員会では「長崎県産看護」をテーマに掲げ、県内で育まれてきた看護の強みや魅力を再発見する取り組みを続けています。昨年度のシンポジウムでは多職種の視点から活発な意見交換が行われ、新たな知見や気づきが得られたとの声が多く寄せられました。地域に根ざした看護の価値を共有し、次の世代へつなぐ機会となっています。

令和 8 年度は以下のテーマを掲げました。

『紡ぐ長崎県産看護の挑戦 ～変化する時代に寄り添う力～』

高齢化や人口減少、医療・介護ニーズの複雑化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。その変化にしなやかに対応しながら、これまで長崎で培われてきた看護の知恵や技術、地域に寄り添う姿勢を未来へと紡いでいく、そんな思いを込めたテーマです。

予防から療養、そして看取りまで、あらゆる場面で人々の暮らしを支える看護のあり方について、共に学び、考え、語り合える場となることを願っています。参加者同士がつながり、互いを支え合い、明日からの実践に活かせるヒントを持ち帰れるような学会を目指しています。みなさんの実践が、地域の未来をつくる大切な一歩になります。

一つでも多くの演題発表、そして多くの方のみなさんのご参加を心よりお待ちしております。



学会委員会委員一同

演題・抄録の募集受付中です。
ご応募お待ちしております！
※詳細は別紙(P.4～P.12)をご確認ください。



施設会員代表者
個人会員様

公益社団法人長崎県看護協会
会長 日野出 悦子
(公印省略)

令和 8 年度 長崎県看護学会学術集会
演題・抄録募集について (通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

標記のことにつきまして、別添要領により発表演題・抄録を募集いたします。

ご多忙の中お手数ですが、会員の皆様に周知の上、日頃の研究の成果を発表していただきますよう、多数の応募をお待ちしております。なお、メールでの受け付けも行っておりますのでお知らせします。

記

1. 令和 8 年度 長崎県看護学会学術集会

開催期日 令和 8 年 8 月 2 9 日 (土)

2. 演題募集

- ① 募集期間 令和 8 年 2 月 1 6 日 (月) ～ 令和 8 年 4 月 3 日 (金) 必着
※募集期間の延長はありません。 上記期間内にご応募ください。
- ② 提出書類 1) 研究発表申込書 (様式 1)
2) 抄録原稿・・・3 部 (本原稿 1 部、選考用 2 部)
※メールでの申込みの場合は各 1 部
3) 抄録原稿提出チェックリスト

3. 添付資料

- ① 長崎県看護学会学術集会演題及び抄録原稿募集要領
② 長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領
③ 研究発表申込書 (様式 1)
④ 抄録原稿見本 (様式 2)
⑤ 抄録入力フォーム
⑥ 抄録原稿提出チェックリスト

※ 尚、本要領及び様式についてはホームページからもダウンロードできますのでご利用下さい。

【問い合わせ先】

公益社団法人長崎県看護協会 総務部 学会事務担当:小串
TEL:0957-49-8050 FAX:0957-49-8056
E-Mail : gakkai@nagasaki-nurse.or.jp

長崎県看護学会学術集会演題及び抄録原稿募集要領

1. 学術集会について

- 1) メインテーマ 紡ぐ長崎県産看護の挑戦 ～変化する時代に寄り添う力～
- 2) 開催期日 令和8年8月29日（土曜日）
- 3) 開催場所 ながさき看護センター（諫早市永昌町23-6）

2. 学術集会演題及び抄録発表原稿募集について

- 1) 発表形式 ※発表形式は希望にそえない場合があります。
「口演発表」と「示説発表」の2形式とする。
「口演発表」：発表時間は「7分」とする。（質問時間は3分とする）
「示説発表」：掲示ボードは、縦170cm×横90cm以内、
発表時間は「5分」とする。（質問時間は5分とする）

3. 参加資格および演題応募資格について

- 1) 長崎県看護協会学術集会へは、本会会員、非会員（他職種）、学生も参加可能。
- 2) 演題応募者は長崎県看護協会の会員に限る（ただし、看護職以外の共同研究者はこの限りでない）。

4. 演題申し込みについて

1) 申込書等

- (1) 研究発表申込書（様式1）に記載事項を記入し、学会委員会宛に申し込む。
- (2) 抄録応募原稿（以下「抄録原稿」とする）は、「長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領」及び様式2を参考に、書式、文字数等を厳守の上作成する。
- (3) 倫理上の配慮の中では、対象者へのプライバシー保護と共に、当該施設の倫理審査委員会等の承認を得ている事を明記する。
- (4) 応募についてはテーマ、分野を問わない。

2) 送付方法について

(1) 郵送の場合

①抄録応募原稿等応募書類を送付するときは、台紙を入れ折らずに送付する。

②提出書類

研究発表申込書…………… 1部

抄録原稿（本原稿1部、選考用2部）…………… 3部

抄録原稿提出チェックリスト…………… 1部

③封筒の表に、「学術集会抄録応募原稿在中」と朱色で記載する。

④送付先は、〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号 長崎県看護協会 学会委員会宛 とする。

※持参の場合は、（1）郵送の場合に準じる。

(2) メールの場合

①メールにて申し込みをする場合には、長崎県看護協会ホームページ

(<https://nagasaki-nurse.or.jp/>) より

研究発表申込書、抄録原稿提出チェックリストをダウンロードする。

②必要事項を記入後、添付ファイルとして送信する。

③添付書類

研究発表申込書…………… 1部

抄録原稿（本原稿1部、選考用1部）…………… 2部

抄録原稿提出チェックリスト…………… 1部

④送信時の件名は「令和8年度長崎県看護学会学術集会申し込み」とする。

⑤メールには、「テーマ、施設名、研究代表者名、電話番号、メールアドレス」を記載する。

⑥メール受信後に受信を確認したことを1週間以内に返信するので、必ずメールアドレスと代表者名を記載する。1週間経っても返信がない場合はお問合せ下さい。（学会事務局 TEL0957-49-8050）

⑦送付先メールアドレス：gakkai@nagasaki-nurse.or.jp

3) 申込期日について

(1) 申込期日は、令和8年4月3日(金)必着とする。

(2) 受付期間内に学会委員会宛に、簡易書留またはレターパック、宅配便・メールで送付する。

※ 必着:必ず受付期間内に届くよう送付方法を選択、確認の上送付する。

5. 抄録原稿の可否・発表形式の通知及び抄録採用原稿の再提出について

1) 抄録原稿の可否・発表形式の通知等

(1) 令和8年6月上旬予定とする。

2) 抄録採用原稿（以下「採用原稿」という。）の修正等

(1) 採用原稿のうち、査読所見に基づき指摘箇所の訂正や修正等を求める場合がある。

(2) 採用原稿のうち、発表形式の変更をする場合もある。

6. パワーポイントの使用について

1) パワーポイントの作成にあたっては、「長崎県看護学会学術集会パワーポイント使用要領」を参照する。

(PowerPoint 2016、2019、2021で作成して下さい)

7. 受付できないもの

1) すでに他の学会や他誌へ投稿中のものや発表されたもの（施設内発表は可）。

2) 受付期間を過ぎて届いたもの。

3) 抄録作成要領に添って作成されていないもの。

8. 選考方法

1) 可否の決定は、提出された抄録を学会委員会で選考の上、長崎県看護学会長が決定する。

なお、提出された抄録は可否にかかわらず返却しない。

9. その他

1) 本要領を改訂又は廃止しようとする時は、学会委員会で協議の上変更することができる。

長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領

1. 演題発表形式

抄録応募者は、口演または示説（ポスターセッション）発表のいずれかを希望する事ができる。ただし、演題の内容によっては抄録選考の過程で、抄録応募者の希望以外の発表形式に変更することがある。

1) 口演

(1) 発表時間は7分とする。（質問時間は3分とする）

2) 示説（ポスターセッション）

(1) 発表時間は5分とする。（質問時間は5分とする）

(2) 示説（ポスターセッション）会場の掲示ボードは、1演題につき縦170cm×横90cmとする。

選考結果通知時の配布資料に基づいて、示説（ポスターセッション）発表の掲示物を作成する。

2. 抄録作成方法

1) 抄録には原則として、目的、方法（倫理的配慮を含む）、結果、考察及び結論を2000字程度（図表を含む）A4版用紙1枚にまとめ簡潔に記述する。図表は、白黒印刷で判別できる明瞭なものを作成する。

2) 抄録3部（本原稿1部、選考用2部）のうち本原稿は、表題、キーワード、発表者名、共同研究者名、所属施設名を明記し、選考用2部は発表者名、共同研究者名、所属施設名を除いたものを作成する。

3. 倫理的配慮とその記述

1) 研究対象者へは研究内容及び研究結果の公表等について説明をし、対象者の自由意思で研究参加の諾否が決定され、承諾が得られたかを明記する。対象者の判断能力が低下していると考えられる場合（たとえば重度の認知症、急性期の状態にある精神障害者、重度の意識障害者など）は、本人に代わる重要他者から承諾が得られた旨を明記する。

2) 抄録の記述内容で研究対象者が特定できないように、研究対象者へのプライバシーの配慮に努める。固有名詞（当院・当病棟も含む）・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すのにどうしても必要な場合のみにし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記する。

3) 研究への参加によって、対象者の不利益や負担が生じないように配慮するとともに、その旨を明記する

4) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な

取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省、2016年)及び所属施設の規定に従う。

5) 文献から図・表や本文を引用する場合は、著作権には十分に配慮し、出典を明記する。

※引用順に抄録原稿の引用箇所に肩に^{1) 2)}と番号をつけ、原稿の最後に引用番号順に記載する。

※文献は次のように記載する。日本看護協会ホームページからも参照できる。

(<https://www.nurse.or.jp/>)

【雑誌掲載論文】

著者名：表題名, 雑誌名, 巻(号), 頁, 発行年(西暦年次)。

【単行本】

著者名：書名, 発行所, 頁, 発行年(西暦年次)。

著者名：表題名, 編者名, 書名, 発行所, 頁, 発行年(西暦年次)。

6) 既存の尺度を使用する場合は、作成者から許諾を得ていること、あるいは出典を明記する。

※看護研究を行なう際の、倫理的配慮に関する基本的な考え方については「看護研究における倫理指針」(日本看護協会、2004年)を参照する。

日本看護協会ホームページ(キャリナース看護協会会員専用WEBページ)からも参照できる。

4. 本要領を改訂又は廃止しようとするときは、学会委員会で協議の上変更することができる。

令和8年度 長崎県看護学会学術集会

研究発表申込書

発表演題	
キーワード	
発表者氏名	(ふりがな)
長崎県会員番号	
共同研究者	
所属施設名	
施設住所	〒 TEL 内線 FAX
発表形式	① 口演 ② 示説 ③ どちらでもよい

問合せ先

長崎県看護協会 総務部

学会事務担当 : 小串

TEL: 0957-49-8050 FAX: 0957-49-8056

Mail: gakkai@nagasaki-nurse.or.jp

タイトル

○発表者、共同研究者
所属施設名
キーワード

- I. はじめに (目的)
- II. 方法
- III. 倫理的配慮
- IV. 結果
- V. 考察
- VI. 結論
- VII. 引用文献・参考文献 (必要時)

この入力フォームは、長崎県看護協会ホームページ
看護職の方へ⇒看護学会のページからダウンロード
できます。(Word) ご利用下さい。

<https://nagasaki-nurse.or.jp/>

抄録原稿提出チェックリスト(コピーしてご使用ください)

※抄録原稿を提出する前に確認し、演題申込用紙、抄録原稿と一緒に提出してください。

なお、全項目を満たしていない場合、原稿は返却致します。

施設名 _____

発表者名 _____

県会員番号 _____

チェック項目	投稿者 チェック	受付時 チェック
【応募資格について】		
○演題申込者(発表者)は長崎県看護協会会員である。		
【演題申込について】		
○研究発表申込書には必要事項が記載されている。		
○研究発表申込書に記載されている発表者名・共同研究者名・所属施設名は原稿の記載内容と同じである。		
【抄録原稿について】		
○演題の内容は他の学会や雑誌に発表あるいは投稿されていない。		
○パソコンで抄録原稿見本(様式2)に従って作成している。		
○演題、発表者名、研究者名、所属施設名、キーワードを記載している。		
○はじめに(目的)、方法、倫理的配慮、結果、考察、結論、引用、参考文献が記載されている。		
○本文、図表等は白黒印刷で判別できる明瞭なものになっている。		
○郵送または持参の場合、3部ある。(うち2部は発表者名・共同研究者名・所属施設名の記載がないもの) メールの場合、2部ある。(うち1部は発表者名・共同研究者名・所属施設名の記載がないもの)		
【倫理的配慮について】		
○プライバシー等の人権侵害はない(研究対象者が特定できないよう配慮している)。		
○固有名詞(当院、当病棟を含む)を使っていない。		
○文献から図・表や本文を引用する場合、出典を明確にしている。		
○施設内の倫理審査委員会(又は、それに相当するもの)の承認は得ている。またその旨を明記している。		
○既存の尺度が使用される場合、著作権から許可を得ているか文献を明記している。		
○研究対象者へ研究内容および研究結果の公表等について説明し、承諾は得られている。		
【参加申し込みについて】		
○発表者・共同研究者(参加する場合)ともに参加費を振り込む必要があることを承知している。		

≪演題申込・問合せ先≫
 長崎県看護協会 総務部
 学会事務担当:小串
 Tel 0957-49-8050 / Fax 0957-49-8056
 Mail:gakkai@nagasaki-nurse.or.jp

【急募】 公益社団法人 長崎県看護協会 研修センター看護職員募集

下記の条件で、研修センター看護職員を募集します。

<条 件>

募集人員	1名
応募資格	日本国の看護師免許を有する者で、次のいずれかの資格等を有する者。 ①認定看護管理者の資格を有する者。 ②認定看護管理者教育課程セカンドレベル以上を修了した者であって、管理経験(副看護部長相当以上)を有する者。 ③大学院において、看護管理専攻または管理に関する学問領域を専攻し修士号を取得した者であって、管理経験(副看護部長相当以上)を有する者。
勤務地	諫早市永昌町23番6号 長崎県看護協会研修センター
職務内容	認定看護管理者教育並びに看護職の一般研修に関すること
雇用形態	嘱託職員 ※勤務日数、勤務時間は相談可。
雇用期間	令和8年4月1日～
勤務日	週5日(土・日勤務あり)(週36.25時間)
勤務時間	9:00～17:00(休憩12:15～13:00)
報酬額等	年俸2,700,000円(週36.25時間の場合) 退職金・昇給なし
各種手当	通勤手当(上限60,000円まで)、時間外手当、特別勤務手当、調整手当(認定看護師)
社会保険	あり
休日	週休2日、12月29日～1月3日 ※その他の労働条件については、就業規則の定めによる

<選考方法> 書類審査及び面接

<応募方法> 下記電話番号へ一度ご連絡いただき、履歴書(市販の様式)に必要事項を記載し、「研修センター看護職員応募」と封書に明記し、看護職の免許証の(写)を添付のうえ、下記あて封書にてご応募ください。
おって、面接日時等ご連絡いたします。

<履歴書送付先・お問合せ> 〒854-0072 諫早市永昌町23-6
電話 0957-49-8050 FAX0957-49-8056
公益社団法人長崎県看護協会 総務部 中江

令和8年度長崎県看護協会 看護研究助成金募集のご案内

本協会では、長崎県内における看護職者の資質の向上に関する事業の一環として位置づけ、看護研究のレベルアップを図り、看護の質を高めるために、看護研究活動を支援します。

- 助成額：①会員については1件当たり20万円を限度
②非会員については助成対象経費の1/2以内で、10万円を限度とする
- 応募期間：令和8年1月5日～令和8年2月27日必着
- 応募方法：期間内に、下記応募書類をそろえて郵送してください。
- 応募書類：①看護研究助成金交付申請書（申請様式1号）
②看護研究計画書（申請様式2号）
③収支予算書（申請様式3号）
- 研究報告：①研究報告書を当該年度3月31日までに会長宛に提出する。
②長崎県看護学会誌 JNSN に投稿する。

ホームページ
QRコード



事業要領、様式は、ホームページ>用紙ダウンロードページからダウンロードできます。

【お問合せ・申込提出先】

〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号 公益社団法人長崎県看護協会 総務部 看護研究助成金 係
TEL:0957-49-8050 FAX:0957-49-8056 E-mail:soumu@nagasaki-nurse.or.jp

現在募集中の研修会・交流会

令和7年度 長崎県医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業 シンポジウム「小児の訪問看護～小児を受け持つためのアイデアと実践～」

開催日：2026年2月28日（土）13：00～16：30（12：30開場）

会場：ながさき看護センター（諫早市永昌町23番6号）及び オンライン配信

対象者：医療的ケア児に関わる看護職やその他医療従事者、福祉職や学校関係者



【プログラム】

報告：本事業の取り組みについて 長崎県福祉保健部医療政策課

シンポジウム： 座長 長崎県医療的ケア児支援センター センター長 岡田 雅彦 氏

シンポジスト 長崎県立大学看護栄養学部 看護学科

教授 山本 直子 氏（長崎県看護協会 助産師職能理事）

独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター

副看護師長（新生児集中ケア認定看護師） 野口 早世 氏

合同会社訪問看護ステーションつばめ 管理者 西原 イサ子 氏

意見交換・グループワーク

申込方法：ホームページまたは1月協会だよりと同封のチラシをご覧ください

申込締切：2026年2月20日（金）まで

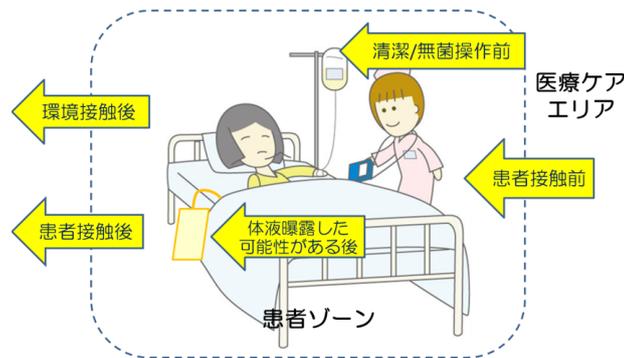
【お申し込み・お問合せ先】 公益社団法人長崎県看護協会 総務部 〒854-0072 諫早市永昌町23番6号
TEL：0957-49-8050 FAX：0957-49-8056 E-mail:nna@nagasaki-nurse.or.jp



「できていますか？手指衛生の5つの瞬間」

医療における病原微生物の主たる伝播経路は【手】です。このため、危険な病原微生物の伝播による医療関連感染を防ぐために手指衛生は最も重要な対策です。

手指衛生を適切に行うことで、自分自身はもちろん患者や利用者感染から守ることができます。



「わたしの手指衛生の5つの瞬間」いつする？なぜ必要？

1.患者に触れる前	いつ？	患者に近づきながら、患者に触れる前に
	なぜ？	あなたの手に着している病原微生物から患者を守るため
2.清潔・無菌操作の前	いつ？	清潔無菌操作に入る直前に
	なぜ？	患者本人由来のものも含め、病原微生物が患者の身体に侵入することを防ぐため
3.体液曝露リスクのあと	いつ？	体液曝露リスクの直後に、手袋を外した直後に
	なぜ？	患者由来の病原微生物からあなた自身と医療エリア(と他の患者)を守るため
4.患者に触れた後	いつ？	患者と患者周囲環境に触れた後に、患者の元を離れながら
	なぜ？	患者由来の病原微生物からあなた自身と医療エリア(と他の患者)を守るため
5.患者周囲環境に触れた後	いつ？	患者に直接触れていなくても、患者周囲環境に触れた後、その場を離れながら
	なぜ？	患者由来の病原微生物からあなた自身と医療エリア(と他の患者)を守るため

手指衛生は医療現場で問題となる耐性菌の伝播リスクを低下させるために重要です。手指消毒薬の使用量が増加すると MRSA や ESBL の分離率が減少すると報告されています。

【出典・参考資料】 日本環境感染学会 手指衛生 5 つの瞬間サポートブック
「医療における手指衛生ガイドライン」WHO


 研修センターより
 

2026年度 認定看護管理者教育課程 ファーストレベル・セカンドレベル募集 (3月16日より募集開始)

ファーストレベル・セカンドレベル

応募期間 2026年3月16日(月)～2026年3月23日(月) 17時厳守

応募方法 ①マナブルに登録後、申込をする

②提出書類は、研修センターへ郵送または持参する



<注意>ファーストレベルは、第1回、第2回、同時募集です。ご確認をよろしくお願いいたします。

教育課程	日 程(予定)	定員	受講料
ファーストレベル	第1回 2026年5/14(木)～2026年9/18(金) 20日間 第2回 2026年10/1(木)～2027年1/30(土) 20日間	各回 45名	会員 143,000円(税込) 非会員 264,000円(税込)
セカンドレベル	2026年6/25(木)～2026年12/12(土) 31日間	35名	会員 209,000円(税込) 非会員 363,000円(税込)

※会員とは日本看護協会会員、申込時に2026年度の会費納入を終了している方です。

会員価格での申し込みは、研修申込サイト「マナブル」へログイン後「会員」と表示されている方です。

※募集要項はマナブル、ホームページに掲載しております。

詳細についてご確認の上、お申し込みください。

提出書類は、マナブルまたはホームページよりダウンロードして使用してください。

*講師の都合や自然災害などの外部要因より、日程を変更して開催する場合があります。

*事前オリエンテーションをZoom配信で行います。詳細については、受講決定後に案内いたします。

お問い合わせ先 研修センター Tel:0957-49-8057
認定看護管理者教育課程担当

2026年度 長崎県看護協会研修一覧について (お知らせ)

研修一覧(タブロイド版)は、3月中旬頃、会員に送付予定です。施設会員は代表者様宛てに送付いたします。同時にホームページに掲載いたしますので活用ください。

図書室より新着図書のご案内



書名	著者・編者	書名	著者・編者
看護白書 令和7年版	日本看護協会 編	「やめたくない看護部」のつくり方 離職率ゼロのために看護管理者が学ぶべき7つのマネジメント	山本武史 著
在宅ケアのための判断力トレーニング 訪問看護師の思考が見える	清水奈穂美 著	今どきナース・看護学生の言動に困ったとき読む本	谷原弘之 著
医療×エフェクチュエーション 予測不可能な時代の 医療・ケアを変える新しい思考法	角田ますみ編著	Nバク流ヒューマンスキル戦略 中堅看護師の仕事がガラリと変わる7つの力の磨き方!	Nバク 著
やりっぱなしはもう終わり!看護管理者のための研修の極意	倉岡有美子 著	看護管理者のためのメンタルヘルス不調者「復職サポート」ブック	中村美奈子 著
看護管理者のための今すぐ使える「研修レシピ」	内藤知佐子 編	看護・介護事業所のための人事労務相談Q&A	中山伸雄 著

【報告】 イオンでナースセンターのPR活動を行いました！

1月18日(日)にイオン島原店、2月7日(土)にイオン大村店において、ナースセンターのPR活動を行いました。赤いジャンパーに身を包み、買い物に来られた方々にナースセンターの紹介チラシとポケットティッシュを配布しました。「看護師不足で困っています」「お知り合いの方で看護職の資格を持っていて働いていない方はいらっしゃいませんか?」と声を掛けました。

血圧測定と血管年齢測定を希望して寄ってくださる方も多く、測定しながらお話したり、若い方々に看護職への道を勧めたりしました。LINEを見て就業相談に来られた方もいらっしゃいました。来年度もどこかでPR活動を行いたいと思います。



【管理者の皆様へお願い】 退職される方へ届出制度の周知を！！

年度末が近づいてまいりました。今年度、退職予定の方がいらっしゃったら必ず届出を行っていただくよう看護職員の皆様へ周知をお願いいたします。次頁の届出票をご利用ください。不足する場合はお手数ですがコピーをお願いいたします。パソコンやスマホからでも登録は可能です。

退職予定で就職先を探している人は「就業していないが求職中」とし、eナースセンターへの登録を「希望する」にチェックを入れて、届け出をお願いします。**※次の就職先が決まっている場合も届出が必要です。**

管理者の皆様、お忙しいこととは存じますが、退職者が確実に届出を行うよう、届出制度についてご理解・ご協力の程、よろしくをお願いいたします。看護協会への登録の有無は関係ございません。看護職全ての方が対象となります。

- 【届出方法】**①用紙※に記入して提出(FAX・郵送・持参)
 ②届出サイト「とどけるん」から登録
 ※用紙で提出の場合はホームページから印刷してください



【長崎県ナースセンター 相談所一覧】

地区	所在地	連絡先	受付時間
諫早 (本所)	〒854-0072 諫早市永昌町 23-6 ながさき看護センター内	TEL : 0957-49-8060 FAX : 0957-49-8063 Mail : center@nagasaki-nurse.or.jp	月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～16:30
佐世保 (支所)	〒857-0056 佐世保市平瀬町 3-1 長崎県看護キャリア支援センター内	TEL : 0956-23-8208 FAX : 0956-23-8212 Mail : nagasaki.kyaria@sweet.ocn.ne.jp	月曜日～土曜日(祝日除く) 10:00～17:30

届出票

太枠内の項目に記入してください。 *は記入必須項目です。

選択肢に番号があるものは1つ選択し、○をつけてください。

()該当するものにチェックをつけてください。

記入年月日(西暦) 年 月 日

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第16条の3第1項に基づき、以下のように届け出ます。

氏名(*)	フリガナ	フリガナ
	姓	名
生年月日(*) (西暦)	年 月 日	性別(*) 1. 女性 2. 男性
現住所(*)	都道府県	〒
	住所番地	
電話番号1(*)	- -	電話番号2 - -
FAX番号	- -	
メールアドレス1(*)		メールアドレス2
保健師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
助産師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
看護師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
准看護師免許	免許の有無(*) 1. あり 2. なし	登録番号 登録年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
		認定都道府県
就業状況(*)	1. 就業していない 2. 就業していないが求職中 3. 就業中・就業予定(看護師等) 4. 就業中・就業予定(看護師等以外) 5. 学生 6. その他()	
職歴		
離職年月(西暦)	年 月	
離職理由	1. 転職(口看護師等として勤務 口看護師等以外の職種で勤務) 2. 進学・留学 3. 家庭の都合 4. 体調不良・療養 5. その他()	
復職の意向	1. すぐに復職したい 2. いずれ復職したい 3. ない 4. 未定	
ナースセンターが行う無料職業紹介事業(eナースセンター)への登録を希望しますか	1. 希望する 2. 希望しない 3. 詳しい説明を聞きたい	

※「就業状況」について:離職前に届出票を記入する場合は、想定している離職後の状況(以下参考)をご回答ください。

1. 就業していない→就業する予定はない
2. 就業していないが求職中→就業先が未定のため求職活動をする予定
3. 就業中・就業予定(看護師等)→看護師等として就業することが決まっている
4. 就業中・就業予定(看護師等以外)→看護師等以外で就業することが決まっている(例:一般事務職等)
5. 学生→進学(大学院、留学等)

*届けていただく情報は、届出サイト「とどけるん」に掲載している「とどけるんプライバシーポリシー」に基づいて管理します。

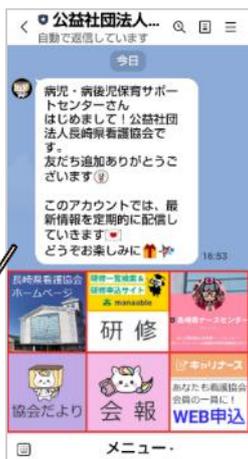
長崎県看護協会

公式LINE を開設しました！

研修のお知らせや会員特典の
情報、イベントの様子など、
定期的に配信しております！



こちらの QR コードより
お友達登録をお願いします！



会報nnaへの投稿募集！

広報出版委員会では、会員の皆さんのお便りを募集しています。

投稿いただいた方の中から抽選で1名様に、かんごちゃんのポーチをプレゼントします。

【テーマ】私の推し

ペット、アーティスト、スポーツ選手など、
推しの魅力や推し活について教えてください！



[掲載紙] 会報nna (年3回発行)

※匿名で、年代と性別を掲載します。

投稿方法や詳細は、
ホームページをご確認ください。

<https://nagasaki-nurse.or.jp/page-magazine01.html>



【お問合せ先】

長崎県看護協会 総務部 0957-49-8050

令和7年度からの新規入会で他都道府県看護協会から移動された方の入会金について

令和6年度第5回理事会において、会費規程を改正し、新規入会の方には、入会年度内に入会金として20,000円を納入していただきますが、本協会に入会する以前に、他都道府県看護協会へ入会金の納付実績がある場合は、その領収書や証明書による会員からの申請に基づき、20,000円を限度として、既納付相当額を還付することができるようになりました。

なお、還付の対象は、令和7年4月1日以降に納付された入会金とします。

「入会金還付申請書(様式1)」は本協会ホームページ→「協会のごあんない」→「入会のごあんない」に掲載しています。

ご不明な点は、総務部まで、お問い合わせさせていただきますようお願いいたします。(0957-49-8050)

[例A] 他看護協会納付額	5,000円	還付額	5,000円
[例B] 他看護協会納付額	30,000円	還付額	20,000円
[例C] 他看護協会①納付額	10,000円]	還付額 15,000円
他看護協会②納付額	5,000円		

協会だよりの発送について総務部よりお知らせ

連絡用メールアドレスの提供にご協力、ありがとうございます！！

協会だよりは、メールアドレスをご提供いただいた会員施設代表者様・個人会員様には、一斉メールにて発行のお知らせをすることとなりました。経費削減にご協力いただき、ありがとうございます。

メールアドレスのご提供の可否について、回答がお済みでない会員施設・個人会員の方は、ホームページからも回答ができますので、引き続きご協力をお願いします。

会員施設代表者の方はこちら▶ <https://forms.gle/Sk4s3bXqnWx2mEVCA>

個人会員の方はこちら▶ <https://forms.gle/N7cC4U3PxtEMUZmm7>

なお、情報が皆様に確実に届くことが最優先ですので、引き続き郵送をご希望の場合はご遠慮なくお申し出ください。みなさまのご協力をお願いします。協会だよりの発送について、ご不明の点は総務部までご連絡ください。

発行のお知らせは、送信専用メールアドレス：info@nagasaki-nurse.or.jp からメールを送信します。
(送信専用のため、こちらのアドレスにメールをいただいても確認ができませんのでご注意ください。)

【会員施設代表者様へ】

施設代表者様の変更等に伴い、ご提供いただいているメールアドレスから変更がございましたら、総務部宛にメールにてご連絡をお願いいたします。(送信先：soumu@nagasaki-nurse.or.jp)

(長崎県看護協会総務部 TEL:0957-49-8050 FAX:0957-49-8056 メール:soumu@nagasaki-nurse.or.jp)



他団体からのお知らせ



令和7年度第1回長崎市在宅支援リハビリセンター研修会開催のご案内

日時: 令和8年2月28日(土)14:00~16:30(受付 13:30~)

会場: 出島メッセ長崎(長崎市尾上町4-1)会議室107

申込方法: 下記メールアドレスにご所属とご氏名をご連絡ください。

申込締切: 令和8年2月25日(水)17:00まで

参加費: 無料

テーマ・内容: 認知症・フレイル高齢者へのケア・リハビリテーションの再考

講演①: 認知症を有する高齢者に寄り添うケアのポイントと実践 (小淵美樹子先生 長崎大学病院)

講演②: 身体活動の側面から要介護高齢者のケア・リハビリテーションを再考する (沖田実先生 長崎大学)

問合せ先: 長崎記念病院 後藤 響 様 TEL:(095)871-1515, E-mail: nmhrihashien@yahoo.co.jp

公益信託 中西睦子看護学先端的研究基金 助成金募集のご案内

《研究助成の主旨》

看護の質的向上を通じ、人々の保健医療福祉の向上に寄与することを趣旨として、保健医療福祉施設及び地域等において、看護実践の成果の可視化および理論化を図ろうとする看護職に対して研究助成金を支給し、これらの者の研究を援助することを目的とします。但し、博士論文のための研究を対象としておりません。なお、軍事に資する研究については助成いたしません。

募集締切日: 2026年3月13日(金) (郵送の場合、当日必着)

郵送提出先 〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
公益信託中西睦子看護学先端的研究基金申請口

【照会先】(受託者) TEL: 03-5232-8910 (受付: 平日 9時~17時)

MAIL: kouekidenshi@smtb.jp 件名【中西睦子看護問合せ】



詳細(募集要項・申請書)は下記URLよりご確認ください

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

高齢者の繰り返す肺炎患者を地域で支える取組についてのご案内

急速な高齢化に伴い、高齢者の繰り返す肺炎が地域医療の大きな問題となっています。急性期病院から回復期・慢性期病院、さらに退院後の自宅・介護施設等にいたるまで、早期のリハビリ・栄養管理・口腔管理を意識した地域ぐるみの連携が必要です。みんなで考え、ともに取り組みましょう。

日時: 令和8年3月3日(火)17:00~19:00

会場: 長崎県医師会館 3階大会議室(長崎市茂里町3番27号)

申込締切: 令和8年2月20日(金)まで

参加費: 無料(どなたでも参加できます)

プログラム

① : 第1回 新興感染症のまん延に備える包括的医療対策協議会(17時~)

② : 高齢者の繰り返す肺炎クリニカルパス・地域連携パス検討報告会(18時~)

問合せ先: 長崎県の包括的な地域医療を考える研究会 事務局 田畑様 TEL:095-844-1111

電話呼び出し時の患者取り違え

職員が電話で検査・手術などへの患者の呼び出しを受けた際、患者を誤認した事例が報告されています。

2019年1月1日～2025年11月30日に9件の事例が報告されています。この情報は、[第82回報告書「分析テーマ」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

事例1のイメージ



患者確認の一例



◆医療安全情報No.195「照合の未実施による誤った患者への検査・処置」は、検査や治療・処置の際、患者に氏名等を言ってもらったが、医療者が手元の情報と照合しなかったため、誤った患者に実施した事例を紹介しています。

電話呼び出し時の患者取り違え

事例1

病棟看護師は、耳鼻咽喉科外来から電話で患者Xの嚥下機能検査の呼び出しを受けた。病棟看護師は氏名を復唱せず、同姓の患者Yの呼び出しだと思い込み、患者Yを耳鼻咽喉科外来に案内した。耳鼻咽喉科外来では検査前に患者を確認せず、検査を行った。医師は、検査後に患者Yのネームバンドを読み込んで電子カルテに検査結果を登録した。翌日、患者Yの主治医が、オーダしていない検査の結果を見て不審に思い、確認したところ、誤って患者Yに不要な検査が実施されていたことがわかった。

事例2

看護師は、担当医から電話で患者Xの内診の呼び出しを受けた際、誤って患者Yの氏名を復唱した。担当医は復唱を聞いておらず、看護師は担当医からの返答がないまま患者Yを内診室へ案内した。担当医は、看護師が患者確認を行ったと考え、患者を確認せず内診した。内診後、担当医が患者Xの治療計画を説明した際、患者Yが首を傾げたため氏名を確認したところ、誤って患者Yを内診したことに気付いた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- 電話で患者を呼び出す際は、氏名と患者ID、氏名と生年月日など、2種類以上の情報で患者を特定する。
- 電話を受けた職員は、相手が言った内容をメモに書いて読み上げる。
- 電話をかけた職員は、復唱された情報が正しいか確認する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

取り組みのポイント

- 患者を特定する際、氏名だけのやり取りは不確かであることを認識しましょう。
- 電話をかけた職員、受けた職員ともに、「復唱」や「復唱された情報の確認」がない場合は互いに実施を促しましょう。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)
<https://www.med-safe.jp/>

令和8年度診療報酬改定説明会

看護に関連する診療報酬改定内容を説明します

2026年3月26日(木) 13:00~15:00

プログラム

時間(予定)	プログラム
13:00~13:05	開会挨拶 公益社団法人 日本看護協会 会長 秋山 智弥
13:05~14:20	「令和8年度診療報酬改定の概要 ~看護関連改定項目を中心に~」 厚生労働省保険局 医療課 課長補佐 平野 真紀
14:20~15:00	「令和8年度改定で看護職に期待されること」 公益社団法人 日本看護協会 常任理事 木澤 晃代

対象

看護職員



開催方法

YouTube ライブ配信(参加費無料)

※URLは、参加申込者にメールでお送りします。
※資料ダウンロードURLは、改定説明会の前日より、
YouTubeの概要欄に掲載します。

参加申込

参加ご希望の方は、QRコード、または
日本看護協会公式ホームページから
お申込ください

※ 2026年1月15日(木)から申込開始



申込フォーム

質問受付

改定内容に関するご質問がありましたら、事前に質問
フォームへご入力ください。当日、質疑応答の時間等は
ありませんが、事前に頂いたご質問内容を踏まえ、
可能な限り説明内容に反映します。

※ 2026年3月16日(月)まで受付



質問フォーム



訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ①

令和7年度厚生労働省補正予算において、訪問看護ステーションを対象にした支援が実現しました！

厚生労働省の実施要綱 (R7/12/25 発出) はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/001623447.pdf>

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されます

- 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
- 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

補助金の要件[①または②のいずれか]

①基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- (ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。
- (イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

②基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。

- (ア) 任用要件・賃金体系の整備等
- (イ) 研修の実施等
- (ウ) 職場環境等要件

※基準月にケアプランデータ連携システムに加入していない場合でも、加入の誓約により申請可能です！②の要件についても誓約等により申請可能な措置が示されています！

- ✓ 基準月は令和7年12月
- ✓ 補助額の考え方は、実施要綱の5を参照ください

訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、厚生労働省の実施要綱や都道府県の交付要綱等をご確認の上、ご準備ください

日本看護協会 日本訪問看護財団 全国訪問看護事業協会

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ②

令和7年度厚生労働省補正予算における「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」をご活用ください！

2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されています

- 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
- 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

・補助上限額：1事業所あたり20万円

・対象経費：以下の(1)及び(2)

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

例)

- ア.燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費
- イ.ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

(2) 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

例)

- ア.飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- イ.ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ウ.衛生用品、医療用品等の購入等経費
- エ.簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- オ.その他災害への備えとして必要と認められる経費

※補助上限額を越えない範囲で、(1)(2)の両方を申請することができます。

※実際の助成にあたっては都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に即して幅広く対象経費を判断します。

助成を受けるためには、都道府県への申請が必要です。訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、厚生労働省の実施要綱や都道府県の交付要綱等をご確認の上、ご準備ください。

厚生労働省の実施要綱 (R8/1/14発出) はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/001632315.pdf>

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ③

「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」の給付金支給にあたっては、**令和8年3月1日までに「訪問看護ベースアップ評価料」の届け出が必要です！**

3. 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されています

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

・給付金支給額：1施設あたり22.8万円

・対象：令和8年3月1日時点で「訪問看護ベースアップ評価料」を届け出ている施設

3月1日 ベースアップ評価料届出期限

令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
本事業の支給額を活用した対象職員のベースアップ（※）の実施 （※）基本給又は決まって毎月支払われる手当						当該ベースアップ（※）の水準を維持又は拡大		
						実績報告		

※給付金は全額賃金改善に充てる必要があります。

※賃金表や給与規程等の変更には時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給することが可能ですが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行う必要があります。

訪問看護ベースアップ評価料の届け出がお済みでない場合は、3月1日までに届け出をお願いします。
訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、交付要綱等をご確認の上、ご準備ください。

厚生労働省の
実施要綱
(R8/1/26発出)は
こちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001643278.pdf>